

令和5年（行ウ）第312号、令和6年（行ウ）第81号、同第86号

伐採許可処分取消等請求事件

原告 大澤 暁 外

被告 新宿区（処分行政庁：新宿区長）



原告準備書面（2）

令和6年 8月 7日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山 下 幸 夫



原告ら訴訟復代理人

弁護士 本 間 耕 三



原告らは、被告の令和5年（行ウ）第312号事件における令和6年5月17日準備書面（1）（以下「被告準備書面（1）」という。）に対して、次のとおり、認否・反論する。

第1 被告準備書面（1）「第1 原告の主張に対する認否」に対する認否

被告の積極否認について、次のとおり認否する。

1 同「2 同第4、2『原告らの景観利益等が法律上保護されたものであること…について』の第3段落について

(1) 同第1文について

認める。

(2) 同第2文について

風致地区制度が大正8年から存在していたこと及び良好な自然的景観を維

持するための制度であることはいずれも認め、その余は否認ないし争う。

風致地区制度は、都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するための制度であり、そこには景観の保護の趣旨を含んでいるというべきである。

5 (3) 同第3文について

認める。

2 同「3 同第4、3『景観利益が原告の個別的利益として保護されるべきであること…について』」の第3段落以下について

(1) 同(1)について

10 「原告らの主張」として記載されていることは認める。

なお、「原告らの主張」として、それ以外に、「鞆については、世界遺産登録の審査の際に参考とされる評価を担当するイコモスが平成17年、平成20年の二度にわたり、総会において本件事業の中止を求める勧告文を出しており、その中で「鞆の浦の港と町と周辺の風景は、一体として国際的な重要性を獲得する」、「比肩すべきもののない、かつ分ち難い一体としての価値」と評価している。」との記載もある。

(2) 同(2)について

原告の引用の際に「互換的利害関係」の用語を省略したことは認め、その余は争う。

20 3 同「6 同第6『原告らの主張②一本件処分が違法であること』3『上記②について』」の第1段落第2文及び同第3段落について

(1) 同第1段落第2文について

原告らの主張内容及び被告がホームページに公表したことは求め、その余は知らないし争う。

25 (2) 同第2段落について

「A知区」「B地区」等の知育区分が都市計画法や新宿区風致地区条例の

規定により定められたものではないことは認め、その余は争う。

4 同「7 同第5『原告らの主張②一本件処分が違法であること』4『上記③について』」の第1段落第2文及び同第2段落について

(1) 同第1段落第2文について

争う。

(2) 同第2段落について

争う。

5 同「8 同第5『原告らの主張②一本件処分が違法であること』5『上記④について』」の第2文及び同第3文について

(1) 同第2文について

被告がホームページに公表したことは認め、その余は争う。

(2) 同第3文について

不知。

第2 被告準備書面(1)「第2 被告の主張」について

1 同「1 原告らの景観利益が法律上保護されるものではないこと」について

(1) 同(1)について

本件処分の対象地域と原告明日香の居住地の正確な距離は不知、その余は争う。

(2) 同(2)について

被告が引用する最高裁判決の内容は認め、その余は争う。

2 同「2 景観利益が個別的利益として保護されるものではないこと」について

(1) 同(1)について

ア 同アについて

原告らの主張は認める。

イ 同イについて

争う。

ウ 同ウについて

被告が指摘する事案の違いがあることは認める。

5

エ 同エについて

被告が引用する神戸地裁の判決の内容は認める。

オ 同オについて

神戸地裁の判示内容が被告の指摘するものであることは認める。

カ 同カについて

10

本件において原告らが取消しを求めている竹林伐採許可は、まちづくり
条例に基づくものではないこと及び神戸地裁判決の事例とは異なることは
認め、その余は争う。

キ 同キについて

15

新宿区まちづくり条例に、周辺住民の代表者の同意書を要件としていな
いこと及び地域常民の合意形成を図る規定も存しないことはいずれも認
め、その余は争う。

ク 同クについて

被告が引用する神戸地裁の判決内容は認め、その余は争う。

(2) 同「(2) CO2により生命等に被害を受けない権利が法律上保護されるも
20 ものではないこと」について

20

ア 同アについて

争う。

イ 同イについて

25

大阪地裁令和3年3月15日判決、東京地裁令和5年1月27日判決及
び神戸地裁令和5年3月20日判決のそれぞれの判示内容は認め、その余
は争う。

3 同「3 本件処分が適法であること」について

(1) 同(1)について

原告らの主張内容は認め、本件処分にかかる申請エリアの保存樹木の数は
不知、その余は争う。

(2) 同(2)について

ア 同第1段落について

原告らの主張内容は認め、その余は知らないし争う。

イ 同第2段落について

争う。

(3) 同(3)について

争う。

4 同「4 伐採の正確な場所について…」について

不知。

第3 原告らの主張

1 原告らの景観利益等について

(1) 景観利益について

ア 被告の主張

被告は、①原告らの景観利益等が法的保護に保護されるものではない、
②景観利益等が個別的利益として保護されるものでないなどと主張してい
る（被告準備書面（1）第2、1乃至同2、(1)）。

しかしながら、以下に述べるとおり、それには理由がない。

イ 上記①について

被告は、国立マンション事件の最高裁判決（最高裁平成18年3月30日
第一小法廷判決）は、景観利益の侵害に基づく差止請求が認められるか否
かという法律上の問題点について判断をしていないとの調査官の意見を引

用して、抗告訴訟の原告適格を認める根拠となるものではないと主張している。

しかしながら、本件訴訟は、差止請求訴訟ではなく、行政処分の取消請求訴訟であり、既に述べたとおり、神戸地裁令和4年8月23日判決は、

「良好な景観に近接する地域に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（景観利益）は、法律上保護に値するものである（最高裁平成18年3月30日第一小法廷判決・民集60巻3号948頁参照）。」として国立マンション事件の最高裁判決を引用した上で、「このことからすると、関係法規において、保護すべき景観の内容、範囲及びその保護態様が具体的に定められるとともに、その侵害について、良好な景観に近接する地域に居住し、その恵沢を日常的に享受している者の利益を保護するための配慮がされている場合には、景観利益をそれらの者の個別的利益としても保護する趣旨を含むと解することができるというべきである。」と判断しており、前記最高裁判決が景観利益が法律上保護されると認めたことを前提に、関係法規の定め方によっては、個別的利益をも保護する趣旨を含むと解される場合には、抗告訴訟の原告適格が認められる場合があることを認めているというべきであり、上記最高裁判決がその根拠とならないという訳ではないというべきである。

ウ 上記②について

(7) 被告は、上記の神戸地裁判決は、神戸地裁が、まちづくり条例に基づく開発行為の許可の差止めを求めたものであるのに対し、本件は風致地区条例に基づくものであり、処分の根拠となった法令が違う上、新宿区まちづくり条例は、丹波篠山市まちづくり条例と異なり、木竹伐採の場合だけでなく、開発行為等の許可の場合であっても周辺住民の代表者の

同意書を必要としないことなどを挙げて、同判決とは事案が異なるから、同判決の射程は及ばないなどと主張している。

- (イ) 処分の根拠となる条例が異なることや、新宿区景観まちづくり条例と丹波篠山市まちづくり条例とはその内容が異なることは確かではあるが、以下に述べるとおり、新宿区景観まちづくり条例においても個別的
- 5 利益を保護しようとする趣旨は窺えるというべきである。

同条例は、その第1条において、「この条例は、景観法…の規定に基づく景観計画の策定等の施策及び良好な景観の形成の推進に係る施策…を総合的に展開することにより、新宿区…の歴史、文化及び自然環境と

10 調和し、かつ、地域の個性を反映した良好な景観を形成し、もって潤いのある豊かな区民の生活環境の創造と個性的でにぎわいのあるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。」と規定し、第2条は、「基本理念」として、「良好な景観の形成は、先人から受け継いだ良好な景観を保全すること、新たな良好な景観を創出すること及びこれらの良好な景観を区民共通の資産として次代に引き継ぐことを旨として、行われなければならない。」(同第1項)、「前条に規定する目的を実現するため、良好な景観の形成に向けた取組は、区、事業者及び区民が連携し、及び協力して一体的になされなければならない。」(同第2項)と規定している。

15

第1条の「区民の生活環境の創造」は、「良好な景観を形成」し「創出することによって、区民の生活環境の創造」に寄与することを意味するものであると解され、区民の個別的利益を保護する趣旨を読み取ることができる。

20

そして、区長は、景観まちづくり計画と景観形成ガイドラインを定めることとされ、開発行為等をする者は、区長に事前協議を届け出る

25 ことになっており(同10条)、区長は景観まちづくり計画と景観形成ガイドラインに適合しない場合には届けをした者に必要な措置に応じ

ることを要請・勧告することができる（同11条、同15条）。これらの場合に景観まちづくり審議会が関与する場合があることが定められ（同29条）、同審議会には区民からも任命されることになっている（同30条3項）。

5 この条例に基づき、新宿区は、「新宿区まちづくり計画」を定め、それに基づいて、「新宿区景観形成ガイドライン」を策定している（甲51）。

この「エリア別景観形成ガイドライン」には、「四谷地域」の「神宮外苑・南元町エリア」のついての「景観形成の方針」として、「1
10 明治神宮聖徳絵画館の広大な眺めを保全する」として、「広場を取り囲む樹木を保全する」などとするとともに、「3 まとまったみどりと身近なみどりを感じられる景観をつくる」と定めている。

以上からすれば、本件訴訟が風致地区条例に基づく新宿区長の伐採許可の取消請求であるとしても、個別的利益を保護する新宿区景観まちづくり条例の趣旨と併せて考えれば、少なくとも区民である近隣の
15 住民に対して、その原告適格を認めることはできると解すべきである。

(ウ) 被告は、原告明日香について、神戸地裁判決が認定した近隣の住民との距離を引用して、直線距離で844mも離れているから、その恵沢を日常的に享受しているとは言えないと主張している。

20 どこから計算するかにもよると考えられるが、本件の伐採対象地域はある程度広い地域であることを考えると、数百メートルの差は、神宮外苑の全体の規模からすれば、日常的に恵沢を享受するための距離としては原告適格を否定する程の差ではないというべきである。

また、景観利益を根拠として差止めを認めた裁判例である広島地裁
25 平成21年10月1日判決（判例時報2060号3頁）は、「鞆町に居住している者は、鞆の景観による恵沢を日常的に享受している者である

と推認される」として同じ町内の者全員に原告適格を認めており、単なる距離ではない形で原告適格を認めた裁判例が存在している。

したがって、この点に関する被告の主張には理由がない。

エ 明治神宮外苑の歴史的経緯等についての補充

被告は、「外苑の歴史や文化的評価について不知」とするので（被告準備書面（１）２頁）、明治神宮外苑の歴史的経緯等について、次のとおり補充する。

(7) 明治神宮が払い下げを受けた経緯について（甲５２）

a 明治神宮外苑は、明治天皇崩御の後、その遺徳を称え、国民の憩いの場となることを目的として造られた。澁澤榮一などが名を連ねる「明治神宮奉賛会」の呼びかけで、広く国民から集められた献金と献木、青年団の勤労奉仕により国民的事業として造営され、大正５年（１９２６年）に完成し、同年１０月に明治神宮に奉獻された。

その際に、奉賛会は将来にわたり遵守すべき８項目の要望を神宮側に申し入れている。それが「外苑将来ノ希望」であり（甲４０）、明治天皇と皇太后に対する崇敬の念という理念を失ってはならない、明治神宮に関係のない遊覧目的とした建物を建てない、絶えず修理を怠らない、外苑の美観を永遠に保たなければならない、など、外苑造営の理念やその使用目的、使用方法について厳しく定めたものである。

b 但し、奉賛会から明治神宮が「奉獻」された時も、土地は国有地のままで、「国からの無償貸与」であり、明治神宮は以下の戦後の払い下げの時に、初めて土地を手に入れることになる。

c 明治神宮外苑は、戦後、昭和２０年（１９４５年）からの一時期、アメリカ進駐軍GHQによって接收された。

d 外苑全体の接收が解除されたのは昭和２７年（１９５２年）３月だが、この時点でもまだ明治神宮は「国から土地の無償貸与を受けてい

る」状態であり、土地は国の所有のままだった。

- e 接收解除後の処遇について、一旦国が委員会を設置し、外苑を運営するという案がまとまるが、これに明治神宮が猛反発した。

そのため、国と明治神宮の間に激しい攻防が繰り広げられ、結局、
5 当時の文部省が、明治神宮の帰属について払い下げの決定をしたのが、昭和27年（1952年）年末のことである。

- f その後、「国有境内地処分法」に基づき、時価の半額での払い下げの
10 手続きが完了したのが昭和32年（1957年）であった。半額といっても莫大な金額であるため、10年間の分割によって支払われた。

- g 明治神宮としては、神宮外苑創建の趣旨に照らして「内・外苑一体
15 をもって神宮の境域となす」との基本方針から外苑の競技施設や公園部分を含め、明治神宮の宗教活動に必要であるかどうかは帰属問題の根拠であるとした。

その意味で、宗教活動に必要ないものとして境内地から除外され、
15 払い下げの対象にはならず、国有地のまま残ったのが、当時宮内庁に貸与していた女子学習院跡地（戦災で焼失）であり、現在の秩父宮ラグビー場の土地である。

- h この決定の際に、国（文部省）は、払い下げを求める明治神宮の強い
20 要望を受ける代わりに、以下の譲渡4条件を守るよう提示し、明治神宮もこれを承認している。

- ① 学生を含め、国民が公平に使用できる
- ② アマチュアスポーツの趣旨にのっとり、使用料・入場は極めて低廉
25 であること
- ③ 施設を絶えず補修する経費の見通しがある
- ④ 関連団体を含め民主的運営をする（以上、明治神宮外苑七十年誌 103
頁）

このように創建時には奉賛会、払い下げ時には国から、二度にわたって明治神宮が遵守すべき条件を言い渡されているのである。

(イ) 「明治神宮外苑七十年誌」にみる「外苑将来への展望」

「明治神宮外苑七十年誌」(甲52)は、明治神宮外苑創建から70年の節目にあたって編纂委員会によってまとめられ、平成10年(1998年)3月に発行された重要な歴史資料である。

その本編の巻末に「外苑将来への展望」と題された一節がある。

そこにはあたかも四半世紀後の現在の状況を予見するような記述があり、再開発による高層化などに対し警告を発するなど、本来、明治神宮が掲げていた高い志と矜持が示されていることから、以下にその一部を引用する(原告ら訴訟代理人により、特に注目すべき箇所には下線を引いた。)

【第2節 外苑将来への展望】(甲139「明治神宮外苑七十年誌」343頁～345頁)

神宮外苑は、明治天皇・昭憲皇太后お二方のご仁徳を敬仰・追慕するために創建され、文化・スポーツ施設を通じて青少年の心身鍛練の場として、また遊歩を楽しめる緑多き苑地として、できる限り多くの人々に開放していくというのが創建の趣旨であった。

この精神は七〇年を経た現在でも、いささかも変わっていない。

聖徳記念絵画館は、神宮外苑の中心にあって、八〇枚の大壁画を通じて、明治天皇・昭憲皇太后両御祭神のご在世中のご事蹟を伝えてきた。壁画は、当時一流の日本画家 洋画家によって、史実に基づく慎重な考証のうえで製作されており、優れた芸術性と歴史資料としての高い価値を有している。

わが国の国際社会における地位が高まるにつれ、日本の歴史、とりわけ世界史の中でも類をみない近代的発展を遂げた「明治」に関心が高まっている

が、八〇枚の壁画を鑑賞することは、そのまま明治の歴史を歩くことであり、一つの時代を知るうえでたいへん意義深いことである。

神宮球場、神宮プール、そして現在は国立競技場となっている神宮競技場などの競技施設が、わが国のスポーツ界の発展に果たしてきた役割も大きいものがある。

戦前の神宮競技場では、現在の国民体育大会の前身である明治神宮体育大会が毎年開催されてきた。

神宮球場では東京六大学野球やプロ野球など幾多の名勝負がスタンドを沸かせる一方、神宮プールでは古橋広之進選手ら数多くの水泳選手が世界記録を次々と樹立し、敗戦で意気消沈した国民の心を励まし、力づけてきた。

このことは、オリンピック東京大会の主会場となった国立競技場とともに、神宮外苑がスポーツの発展にとどまらず、スポーツを通じて日本人の精神的支柱であり続けたことを物語っているといえよう。

また、神宮外苑は、四季を通じて、銀杏並木をはじめとする緑濃き樹木や色とりどりの花々で、訪れる都民にオアシスを提供してきた。

都市公園法で都市計画公園と規定されてはいるが、一般の公園とは異なり、昔も今も「神苑」であることに変わりはない。

それにふさわしい環境を維持するため、樹木の管理や芝生の植替え、四季の花々の栽培などの地道な努力を重ねてきたことも挙げておかなければならない。

こうした努力のうえに立って、今日あるような、神宮外苑の各施設の整備・充実を着実にやってきたのである。」

「将来のビジョンも、やはり外苑創建の精神に則ったものでなければなら
ない。すなわち、都市再開発や建築物の高層化などへの安易な同調を排し、
緑を大切にしながら、文化施設やスポーツ施設の充実という枠組みにおいて、
「人間の心と身体が活性化していける環境づくり」に貢献していくことであ

る。

とくに絵画館については、明治にゆかりの建物が少なくなるなか、遠くなる明治という時代をとどめおくことのできる博物館として、その大任を担うべき時期に来ている。(引用者注：聖徳記念絵画館は平成23年〔2011年〕に国の重要文化財に指定されている。)

スポーツ諸施設については、戦前・戦後の体育振興や競技施設としての役割はすでに終わったものもあるが、さまざまなスポーツを愛する人々により開放された快適空間としていっそうの設備充実に努力し、外苑創建の精神を次の世代に継承していかなければならない。

また、都市の環境保全、地震・災害時の安全確保の面でも、神宮外苑の担う役割は重要である。

これについては、皇居・東宮御所・日比谷公園・新宿御苑といった都心の緑地全体を視野におき、国や東京都、都市計画に精通した専門家と歩調を合わせて、総合的な将来計画を摸索していくことになるう。

神宮外苑は、首都東京にあって、文化財産を保存・維持していくのみでなく、都民にとって豊かな憩いの空間として、だれにでも気軽に利用してもらえる外苑、親しみをもって幾度も訪れてもらえる外苑を目指していきたいと思う。」

- (7) 既に主張したとおり、明治神宮外苑は、もともと国有地であったものから払い下げられた歴史的経緯、そして国民的事業として国民の浄財によって造営され、広く都民の憩いの場として共有、享受されてきた公益性の高い場所であり、その歴史的経緯と、今も変わらない姿が愛着を持って親しまれている現状を踏まえれば、樹木を含む歴史的文化的価値とその景観は、地権者の私有物であるとは言えず、神宮外苑の樹木や自然・生態系は、新宿区民や都民を含む日本国民全体の共有財産ともいえる

ものである。

神宮外苑は、銀杏並木や多数の樹木により、全体として美しい風景を形成している。加えて、上記風景は、美しい景観としての価値にとどまらず、全体として、歴史的、文化的価値を有するものであり、神宮外苑が、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成することは明らかである。

オ この景観がこれに近接する地域に住む人々の豊かな生活環境を構成していることは明らかであるから、このような客観的な価値を有する景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者の景観利益は、私法上の法律関係において、法律上保護に値するものであるし、それは、前述したとおり、原告らは、抗告訴訟の原告適格を有していると解すべきである。

(2) CO₂により生命等の被害を受けない利益について

ア 被告は、原告らの主張するCO₂により生命等の被害を受けない利益が法律上保護されるものではないことは、原告らが引用する裁判例の判旨・結論に照らしても明らかであると主張している（被告準備書面（1）第2、2、(2)）。

イ 確かに、これまでの裁判例で、るCO₂により生命等の被害を受けない利益が法律上保護されると認めたものがないことは確かであるが、既に指摘したとおり、大阪高裁令和4年4月26日判決（判例タイムズ1513号98頁）は、「CO₂排出に係る被害を受けない利益が重要であって、それが人類にとって、喫緊の政策課題であることは論を待たないものの、我が国の現段階の社会情勢を踏まえると、一般的公益的利益として政策全体の中で追求されるべきものと解するほかなく、各人の個人的利益として保障されているとまでは解されない。したがって、この利益は、原告適格を基礎付けるには足りないといわざるを得ない。なお、この判断は、現時点の社会情勢を前提としたものであって、今後の内外の社会情勢の変化によって、CO₂

排出に係る被害を受けない利益の内実が定まってゆき、個人的利益として承認される可能性を否定するものではない。」と判断していることに注目する必要がある。

ウ 新宿区は、令和3年（2021年）6月に、2050年までにCO₂を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明している（甲53）。

その理由として、新宿区は「近年、全国各地で地球温暖化の影響と考えられる記録的な猛暑や台風の巨大化等による災害が多発しており、私たちの生活基盤を揺るがす事態となっています」としており、CO₂排出などが主な要因と考えられる地球温暖化に起因すると考えられる災害が、生命等に被害を与えうる見解を示しているところである。

エ また、新宿区の吉住区長が会長を務める特別区会も、同年10月に「2050年『ゼロカーボンシティ特別区』の実現に向けた特別区長会共同宣言」を出している（甲54）。それによれば、「地球温暖化に伴う気候変動により、世界各地で異常気象と大規模な自然災害が急増し、東京においても台風や豪雨による大規模水害や熱中症による死亡者の増加などの危機に直面している。」と述べ、「地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しない脱炭素社会の実現」が人類共通の課題などと位置付けて。時速可能な特別区の構築に向けて、「ゼロカーボンシティ特別区」の実現を目指すと言明されている。

オ 東京都は、東京都は2030年までに2000年比でCO₂排出量を半減させる目標を掲げているが（甲55）、その達成率はわずか2.3%にとどまり、さらにここには再開発の工事中に排出されるCO₂は含まれていないため、実際の排出量ベースで見たときは、もっと達成率は低くなるとみられる。こうした厳しい状況の中で、樹木伐採によって二酸化炭素の吸収量が減り、新たな建物の建設で、56.5トンもの大量のCO₂が出

されると試算されており（甲23・77頁）、「木竹の伐採により具体的にCO₂がどの程度減少し、それが原告らの身体にどのような具体的被害をもたらすのかは一切明らかとなっていない」（被告準備書面（1）9頁）という状況ではなく、少しでもCO₂吸収量を増やす施策が急務である。

5 カ 以上からすると、このような新宿区や東京都の取り組みの中で、本件の伐採による影響を考えると、「今後の内外の社会情勢の変化によって、CO₂排出に係る被害を受けない利益の内実が定まってゆき、個人的利益として承認される可能性」を満たしているというべきである。

キ よって、この点に関する被告の主張には理由がない。

10 2 本件処分の違法性について

(1) 風致地区の判断基準に「S地区」を新設した経緯

新宿区は、東京都都市整備局まちづくり推進担当部長から、「…都市計画の目標である『スポーツクラスター』の形成等実施に向けた地区計画の変更（地区整備計画の追加）を推進するため」として、地域区分の変更及びこれ
15 に伴う審査基準の変更に配慮をお願い申し上げます。」との要請（甲13）を受けた後、「新宿区における東京都風致条例に基づく許可の審査等に関する基準」（以下「新宿区審査基準」という。）と同条例に基づく地域区分を変更している（甲56、甲57）。

その理由として、新宿区は、「神宮外苑地区地区計画の目標である『スポーツクラスター』を実現するため」と明確に述べている。
20

そのようにして、新たに、明治神宮外苑における再開発等促進区を定める地区計画や公園まちづくり制度等を利用した土地利用の転換が見込まれる区域を、「A地域」「B地域」および「S甲地域」から「S丙地域」を変更することとしている（甲57・2枚目）。

25 そして、「S丙地域」については、新たに、「第6 緑化基準」の1、(3)に「緑化基準Ⅱ+」を新設し、緑地率を、緑化基準Ⅰの30%、緑地基準Ⅱ

の20%から、15%に緩和している。

(2) 被告の主張について

被告は、「竹木の伐採基準は、S地域とB地域で違いはない」と主張している（被告の令和5年10月30日付答弁書11頁）。

5 しかし、緑化基準も、竹木の伐採許可に際しての審査基準である以上、その緑化基準を緩和していることは明らかであり、これにより、より伐採しやすくなったと考えられるのであるから、S丙地域に変更したことにより、伐採しやすく変更されたというべきである。

10 なお、新宿区の本件処分エリア内の緑化基準については、S丙地域であれば、緑化基準Ⅱ+であるから15%であると考えられるが（乙3）、本件伐採許可においては緑化基準Ⅱの20%で算定して基準をクリアしているとしており（甲8、甲50）、被告も、答弁書及び被告準備書面（1）において、本件処分エリアについて緑化基準Ⅱの20%で計算しているが、その理由を明らかにされたい。

15 なお、本件処分エリアが、緑化基準Ⅱの20%を適用されとしても、その計算方法について、新宿区審査基準の第3の(7)においては、緑地面積の敷地面積に対する割合（建築物等以外の場合は施行面積）とされるが、新宿区は、この施行面積を伐採面積と解して計算しているが、施行面積を伐採面積とするのは相当ではなく、処分エリアの面積と解するのが相当であると考えられるので、新宿区が施行面積を伐採面積として計算してこの要件をクリアしたとするのは、新宿区審査基準を正しく適用してとは言えないというべきであり、これで緑化基準Ⅱの20%を満たしたとする判断は誤りであるから、本件伐採許可は違法というべきである。

(3) 植林地について

25 新宿区審査基準（甲15）の「第5 行政指導」の「2 木竹の伐採」には、「区域内に1,000平方メートル以上の一団の樹林地がある場合は、その

50 パーセント以上ををを残存させるよう指導すること」と定められている。

今回の伐採許可申請エリア内の建国記念文庫の面積は約 5000 平方メートルであり（甲 5 8）、「1,000 平方メートル以上の一団の樹林地」にあたると考えられる。

5 ところが、新宿区は、「樹林地とは一般的に平均高さ 5m以上の樹木が 10 m²に 1 本の割合で存する 300 m²以上の土地をいう」という定義をした上で、「A7 地区内に一団の樹林地が存在しない」（甲 8）としている。

しかしながら、この「樹林地」の定義は、新宿区審査基準に定義されているものではなく、川崎市が使用しているものと同じ基準（甲 5 9）を用いて
10 いるが、極めて限定的で特殊な定義であり、一般的な定義とは言い難い。

東京都の『開発許可の手引き』には、「植林地」について「自然林（二次林を含む）、人工林のような、樹木や竹類がまとまってある土地」と定義している（甲 6 0）。

また、農林水産省は、樹林地の定義として「森林のうち、林木が集団的に
15 生育している土地及び樹木の点在地のうち樹冠の投影面積が 30%以上占めているところをいう」としている（甲 6 1）。また、国土交通省は、植林地について、「当該土地の大部分について樹木が生育している一団の土地であり、樹林には竹林も含まれる」としている（甲 6 2）。

本件事業者も、東京地環境影響評価審議会の会議の席上、「建国記念文庫
20 の樹林地」という表現を何度も使っているし（甲 6 3、甲 6 4）、同会議に提出した事業者の回答文書においても「明治神宮外苑（建国記念文庫）の樹林地」との表現を用いている（甲 6 5）。

さらに、新宿区は、「みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック」において、「樹林」を「面積が 500 m²以上の樹林」と定義し（甲 6 6）、令和 2
25 年 4 月から令和 3 年 2 月までに行った「新宿区みどりの実態調査（第 9 次）」において、神宮外苑の建国記念文庫周辺を「樹林」とであると判断して、地図

に記載している（甲 67）。

そうであれば、伐採許可申請エリア内の建国記念文庫周辺は、植林地に当たると解すべきであるから、「その 50 パーセント以上（竹木）をを残存させるよう指導する必要があるのに、新宿区は、新宿区審査基準に反して、その必要はないと判断して本件伐採許可をしたことになるので、本件許可はその裁量権を逸脱又は濫用してなされたものとして違法であると解すべきである。

以上

令和5年（行ウ）第312号、令和6年（行ウ）第81号、同第86号

伐採許可処分取消等請求事件

原告 大澤 暁 外

被告 新宿区（処分行政庁：新宿区長）



原告準備書面（3）

令和6年 8月 7日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山 下 幸 夫



原告ら訴訟復代理人

弁護士 本 間 耕 三



原告らは、被告の令和6年（行ウ）第81号、同第86号事件における令和6年5月21日付の各答弁書（以下「答弁書」という。）に対して、次のとおり、認否・反論する。

第1 答弁書「第2 本案前の答弁の理由」について

1 同「1 原告適格がないこと」について

(1) 同「(1) はじめに」について

ア 同第1段落について

概ね認める。

イ 同第2段落について

争う。

ウ 同第3段落について

争う。

(2) 同「(2) 原告らの景観利益等が法律上保護されるものではないこと」について

5 ア 同アについて

認める。

イ 同イについて

否認ないし争う。

ウ 同ウについて

10

争う。

エ 同エについて

争う。

オ 同オについて

争う。

15

(3) 同「(3) 景観利益等が個別的利益として保護されるものではないこと」について

ア 同アについて

争う。

イ 同イについて

20

(ア) 同第1段落について

原告らの主張内容は認める。

(イ) 同第2段落について

争う。

(ウ) 同第3段落について

25

処分の根拠となった法令が異なっていることは認める。

(エ) 同第4段落について

概ね認める。

(オ) 同第5段落について

争う。

(カ) 同第6段落について

争う。

ウ 同ウについて

被告が引用する大阪地裁の裁判例があること及びその引用内容はいずれも認める。

エ 同エについて

被告が引用する大阪高裁判決があること及びその引用内容はいずれも認める。

オ 同オについて

いずれも争う。

カ 同カについて

争う。

2 同「2 小括」について

争う。

第2 答弁書「第3 請求の原因に対する認否」に対する認否

被告の積極否認について、次のとおり認否する。

1 同8についての第2段落以下について

(1) 同第1段落の第2文について

争う。

(2) 同第2段落の第2文について

認める。

(3) 同第5段落の第2文以下について

ア 同第2文について

認める。

イ 同第3文について

地域区分の変更及びこれに伴う審査基準の測定は東京都の依頼に基づいて行ったこと、いずれも令和2年2月28日に変更・策定されたこと、区のホームページに掲載したことは認め、掲載時期は不知、その余（周知したこと）は否認ないし争う。

なお、被告は同年3月に新宿区のホームページに掲載したと主張するが、正確な掲載日を明らかにされたい。

(4) 同第6段落について

ア 同第1文のかっこ書き（「なお」以下）について

認める。

イ 同第2文について

「周知」との点は否認ないし争い、その余は認める。

(5) 同第7段落の第2文について

争う。

(6) 同第8段落について

ア 同第1文のかっこ書き（「もっとも」以下）について

争う。

イ 同第2文について

争う。

(7) 第9段落の第2文以下について

ア 同第2文について

争う。

イ 同第3文について

法令上の根拠となっていないことは争わない。

ウ 同第3文について

公表していることは争わないが、前述しているとおりの「周知」とは言えない。

5 第3 答弁書「第4 被告の主張」に対する認否

1 同「1 本件処分が適法であること」について

(1) 同「(1) はじめに」について

ア 同第1段落について

原告らの主張内容は概ね認める。

10 イ 同第2段落について

争う。

(2) 同「(2) 風致地区の地域区分をA地域及びB地域からS地域へと変更したことにより伐採の許可基準を満たすことになったわけではないこと」について

15 ア 同アについて

争う。

審査基準に緑化基準も含むと考えると、「S丙地域」の場合の緑化基準はB地域とは異なっているから、審査基準がB地域と全く同じとは言えない（原告準備書面（2）第2、2、(2)〔同17頁〕参照）。

20 イ 同イについて

東京都風致地区条例に基づく許可の審査等に関する基準に、1000平方メートルを超える皆伐は認めないとの定めがあることは認め、その余は争う。

ウ 同ウについて

25 (7) 同第1文について

概ね認める。

(イ) 同第2文について

争う。

緑地面積の敷地面積に対する割合（建築物等以外の場合は施行面積）とされるが、新宿区は、この施行面積を伐採面積と解して計算しているが、施行面積を伐採面積とするのは相当ではない（原告準備書面（2）第2、2、(2)〔同17頁〕参照）。

エ 同エについて

争う。

(3) 同「(3) 新宿区都市計画審議会や新宿区議会への報告等は、風致地区の変更の法令上の要件ではないこと」について

ア 同第1文について

認める。

イ 同第2文について

争う。

原告らは、当該報告等が、現行法上の要件であると主張しているものではない。

(4) 同「(4) パブリックコメントに付すことは、風致地区の地域区分の変更の要件となっていないこと」について

ア 同第1文について

認める。

イ 同第2文について

争う。

原告らは、パブリックコメントに付すことが、法令上の要件であると主張しているものではない。

(5) 同「(5) 新宿区は、地域区分を変更した事実を公表していること」について

ア 同第 1 文について

新宿区が、令和 2 年 2 月 2 8 日、S 丙地区への地域区分の変更及び許可の審査等に関する基準の改正を行ったこと、変更後の地域区分及び改正後の許可の基準の審査等に関する基準を新宿区のホームページに公表したことは認め、その掲載時期は不知。

イ 同第 2 文について

否認ないし争う。

(6) 同「(6) 小括」について

争う。

2 同「2 国家賠償法上の違法はないこと」について

争う。

3 同「3 結語」について

争う。

以上

令和5年（行ウ）第312号、令和6年（行ウ）第81号、同第86号
伐採許可処分取消等請求事件

原告 大澤 暁 外

被告 新宿区（処分行政庁：新宿区長）



証拠説明書（6）

令和6年 8月 7日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山下 幸 夫

原告ら訴訟復代理人

弁護士 本 間 耕 三



原告らは、甲第51号証乃至甲第67号証につき、次のとおり証拠説明をする。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲51	新宿区景観 形成ガイド ライン（抜 粋）	写し R5.3月	新宿区	新宿区が、神宮外苑 ・南元町エリアにつ いての新宿区景観形 成ガイドラインを制 定している事実及び その内容	
甲52	明治神宮外 苑七十年誌 （抜粋）	写し H10.3.31	明治神宮	明治神宮が国から払 い下げられた経緯等	
甲53	新宿区ゼロ カーボンシ ティ表明	写し R3.6.5	新宿区長 吉住健一	新宿区長による「新 宿区ゼロカーボンシ ティ表明」の内容	
甲54	特別区広報 資料（抜粋）	写し R5.10.16	特別区長 会	新宿区の吉住区長が 会長を務める特別区	

					会も、同年10月に「2050年『ゼロカーボンシティ特別区』の実現に向けた特別区長会共同宣言」を出している事実及びその内容	
甲55	東京都ホームページ(抜粋)	写し	R2.2.4	東京都環境局	東京都が、2030年までに2000年比でCO ₂ 排出量を半減させる目標を掲げている事実	
甲56	「明治神宮外苑風致地区における地域区分の変更について(依頼)」と題する決裁文書	写し	R2.2.21	新宿区都市建築指導課長本周平ほか	東京都からの「明治神宮外苑風致地区における地域区分の変更について(依頼)」があったことを回覧する文書の存在及びその内容	
甲57	「『新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査等に関する基準』の改定及び同基準に基づく地域区分の変更について」と題する決裁文書	写し	R2.2.27 R2.2.28	新宿区都市建築指導課長本周平ほか	東京都からの要請を受けて、明治神宮内苑付近風致地区についての許可基準の変更及び地域区分の変更について、新宿区都市建築指導課内部で検討し変更された経緯等	

甲58	『ヘリテージ・アラート』に対する事業者見解について」と題する文書	写し	R5. 9. 29	本件事業者	建国記念文庫の面積は約5000平方メートルである事実（2枚目の下から4行目）	
甲59	川崎市ホームページ（抜粋）	写し	H30年	川崎市	川崎市が使用している樹林地の定義の内容	
甲60	「東京における自然の保護と回復に関する条例 開発許可の手引」（抜粋）	写し	R3. 10月	東京都環境局	表記「開発許可の手引き」において、「植林地」について「自然林（二次林を含む）、人工林のような、樹木や竹類がまとまってある土地」と定義されている事実	
甲61	「植林地」の解説	写し	作成日不詳	コトバンク（出版社などが提供する信頼性の高い辞書・辞典・データベースから用語の意味等を検索できるサービス）	農林水産省は、樹林地の定義として「森林のうち、林木が集団的に生育している土地及び樹木の点在地のうち樹冠の投影面積が30%以上占めているところをいう」と定義している事実	
甲62	「都市緑地法運用指針」（抜粋）	写し	H30. 4. 1	国土交通省都市局	国土交通省は、植林地について、「当該土地の大部分について樹木が生育してい	

					る一団の土地であり、樹林には竹林も含まれると説明している事実	
甲63	令和5年度「環境影響評価審議会」第1回総会議事録	写し	R5.4.27	東京都環境局	東京都の環境影響評価審議会において、事業者が「植林地」という表現を使用している事実	
甲64	令和5年度「環境影響評価審議会」第2回総会議事録	写し	R5.5.18	東京都環境局	同 上	
甲65	「5月18日総会報告に係るご意見（事業者回答）」と題する文書（抜粋）	写し	R5.5.18	本件事業者	本件事業者が東京都環境影響評価審議会に提出した回答書に、「明治神宮外苑（建国記念文庫）の樹林地」との表現を用いている事実	
甲66	「みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック」（抜粋）	写し	R1.9月	新宿区みどり土木部みどり公園課	新宿区は、「みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック」において、「樹林」を「面積が500㎡以上の樹林」と定義している事実	
甲67	「新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）」（抜粋）	写し	R3.2月	新宿区	「新宿区みどりの実態調査（第9次）」において、神宮外苑の建国記念文庫周辺を「樹林」とであると	

					判断して地図に記載 している事実	
--	--	--	--	--	---------------------	--

以上